

# ① 広報のほりべつ

町の人口	
男	16,715
女	16,635
計	33,350
世帯数	
	7,998

昭和38年9月1日 第46号

発行 登別町役場住民係  
印刷 室蘭印刷株式会社

## 実りの秋



札内スイカ畑で

撮影 川村時男氏

### もくじ

- 一、ゴミは指定した場所に捨てましょう
  - 二、全家屋の再評価を行ないます
  - 三、選挙人名簿調製に御協力を
  - 四、防災計画設定さる
  - 五、育児手帳
  - 六、としよりの福祉週間
  - 七、中小企業退職金制度に加入しましょう
  - 八、福祉年金の額が改正されました
  - 九、火災予防条例を制定
  - 十、予防接種を行ないます
  - 十一、煙突の取付に御注意
- ゴミは指定した場所に捨てましょう**
- ゴミなどを、空地や河川に捨てている方がありますが、他人に迷惑をかけるばかりでなく、衛生上から云っても、良いことではありません。
- 観光地である当町は、特別清掃区域に指定されているため、町の清掃条例によって、指定した場所（国道三十六号線の富浦、瀬別間の海岸寄りにあります）以外には絶対に捨られないことになっております。
- 町では、今後指定した場所以外に捨てた方を見つけ次第、捨てたゴミを処理してもらおうほか、場合によっては、処罰することになりました。
- 空地や河川などに捨ないで、清掃車で運んでもらいます。

### 全家屋の再評価を行います

います

固定資産税は土地、家屋、償却資産を対象に、その評価額を基礎として課税されます。

なかでも、土地と家屋は、三年ごと（改正後は二年ごと）に評価額の改訂が行なわれることになっており、その改訂を明年に控えております。ところが、これまでの固定資産の評価方法は、次のようないろいろな問題を含んでいるため政府の諮問機関である固定資産評価制度調査会が、「現行制度の改善合理化を昭和三十六年に答申し、現在なお改正案を審議中で、近く最終答申がされる予定です。

したがって、先に答申された案により、自治省で、新しい評価実施要領の具体化を急いでおりますが評価期間がみじかいため、各市町村とも評価基準試案により、評価事務を進めております。

当町でも、すでに家屋の現況調査を行なっておりますが、町内の全戸を調査するため、十月末までかかる見込です。

家屋の調査は、その家屋の間取りや構造などを書きとらなければなりませんので、町職員が、室内に入ったり、またいろいろお尋ねいたしますが、その節は、評価制度改正の趣旨を御理解いただきまして、よろしく御協力ください。

すようお願いいたします。

### ◎評価制度はなぜ改正されるか

昭和二十五年に固定資産税が創設されてから数年間は土地、家屋、償却資産の三者間の評価額の均衡は、おうむね確保されておりましたが、その後地価は急速に高騰し基礎年度（三年）ごとに行なわれた土地評価水準の引上げによっても、これに追いつくことができず土地、家屋、償却資産の評価額の間に著しい不均衡を生ずる結果となりました。

そして、今までの評価の方法は、国、地方自治体が、それぞれその地に適した評価を行なっておりましたので、国、都道府県、市町村さらに市町村相互間の評価の均衡がとれておりませんでした。

それで、これら国、都道府県、市町村相互間の均衡と、土地、家屋償却資産の評価の均衡をとるために評価方法を全的に統一することに改正されました。

### ◎評価方法

▼土地 売買価格を基礎として評定される正常売買価格が、評価額となります。

▼家屋 再建築価格を基礎として求められますが、その方法が、再建築費評点数（再建築価格）を求め、それから経過年数に応じた減点と、地減差による減点を補正したものに、一点当り単価を乗じて評価額を求めます。

### ▼償却資産・帳簿価格、すなわち取得価格から、減価償却費を差し引いた残存価額が、評価額となります。

有する方え

### 看護婦などの資格を

有する方え

保健婦、助産婦、看護婦、準看護婦のいずれかの資格をお持ちの方で、現在就職していない方うち、就職を御希望の方は、十月末日までに、衛生係または室蘭保健所へ電話か郵便で、申出てくだい。

お申出を受けたら、すぐ調査票をお送りして、資格の種類や就業希望地などを記入していただき、御希望を取纏めた上で、就業の斡旋をいたします。

### ゴミ箱は手軽な容器に

現在ゴミの処理には、二台の清掃車が、フルにこれに当っております。

しかし、今までゴミ処理の申込を受けても、すぐお伺いできないことがあって、みなさんに御迷惑をおかけしました。この原因は、人口の激増、季節的な排出などが上げられますが、なんと云っても、大型のゴミ箱を使用している方が多いことが、大きな原因となっております。

### 選挙人名簿調製に御協力を!!

例年のことながら、九月十五日

現在で調製する基本選挙人名簿は十二月二十日から明年十二月十九日までの間に行なわれる各選挙に用いる重要な名簿です。

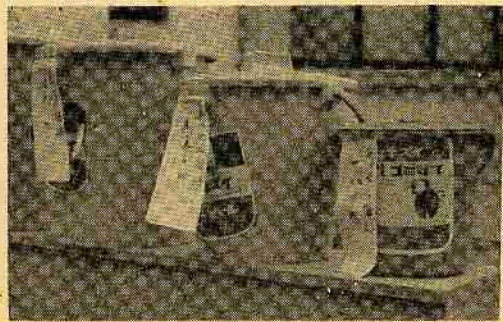
それで、脱漏者のない完全な選挙人名簿を調製するため、九月十五日から九月末まで、町職員が町内の全戸にお伺いして、資格を有する次の方の住所、氏名、生年月日など、いろいろお尋ねいたしますので、その節は、よろしく御協力ください。

▽国籍要件  
また、小路の奥などに置ける場合は、車が入って行けないため、能率的に処理できませんでした。そこで今後は、円滑な作業ができるように、従来使用していた大型のゴミ箱を禁止して、ポリパールのゴミ容器（係で斡旋しており、見本を役場に展示してあります）または、リンゴ箱程度の箱を使用していただき、作業員が鐘を鳴して巡回の際に、清掃車まで、ゴミをお持ち願うようになりましたので、みなさんの御協力をお願い致します。

日本の国籍を有する方

▽住所要件  
本年六月十五日以前から、引き続き登別町内に住所を有する方。現在、他の市町村に出稼や長期旅行又は、病院に入院されている方は、当町に住所が有ります。

▽右の各要件を備えていても、禁治産者や、禁固以上の刑に処せられ、その執行が終っていない方と、選挙の犯罪で禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行猶予中である方は、登録されません。



### 防災計画設定さる

防災信号をおぼえて心がまえを充分に!!

水害や火災などの災害から、住民の生命や財産を守るため、先の議会で、防災会議条例が制定されました。

この条例によって、災害に対する町や関係協力機関の責任と、義務を明確にすると共に、災害時における応急対策を、総合的に、かつ迅速適確に実施するための具体的事項を定めた防災計画を、このほど防災会議で決定しました。

その主な内容は、次のとおりですが、今回は、特にみなさんがおぼえておかねばならない防災出動信号をお知らせします。

▼①防災組織（連絡、防災、救助等の各班の業務分担）

②通信計画（災害情報などの連絡）

③水防計画（水防資機材の配置状況と、その輸送計画など）

④火防計画（家屋、山林の密集図や、消火栓などの水利施設の配置状況など）

⑤救助計画（避難所や被災者の収容施設的位置図と炊出しなど）



⑥給水計画（飲料水の給水計画）

⑦交通計画（道路、橋梁の現況図）

⑧訓練（防災、避難訓練）

### 防災出動信号一覧表

水防信号		凡例		○ 鳴る	V 休む
方法 区分	サイレン信号	警鐘信号	摘 要		
警戒信号	5秒 5秒 5秒 ○-V ○-V ○ 15秒 15秒	○ 休止 ○ 休止 ○	警戒水位に達したとき 気象台から通報を受けたとき		
出動 第一信号	5秒 5秒 5秒 ○-V ○-V ○ 6秒 6秒	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	水防管理団体及び消防機械に属する者の全員出動信号		
出動 第二信号	10秒 10秒 10秒 ○-V ○-V ○- 5秒 5秒	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号		
危険信号	1分 1分 1分 ○-V ○-V ○- 5秒 5秒	乱 投	必要と認められた地域内の居住者に避難のため立退いたことを知らせる信号		

消防信号		凡例		○ 鳴る	V 休む
方法 区分	種 別	サイレン信号	警鐘信号	その他の信号	
火 災 信 号	近火信号	分団区域内 3秒 ○-V○-V○-V○-V○ 2秒	○-○-○-○ (連点)		
	応援 信号	分団区域外	5秒-6秒 ○-V○-V○- ○-○-○ ○-○-○ (3点)		
		町 外	-V○-V○- ○-○ ○-○ (2点)		
鎮火信号			○○-○ ○-○		
山 林 火 災 信 号	出場信号	10秒 2秒 ○-V○-V○	○-○-○ ○-○	吹流  旗 	
	応援信号	-V○-V○			
火災警報 信号	火災警報 発令信号	30秒 ○-V○-V○-V○-V○ -○-V○-○	○ ○-○-○-○	口頭伝達掲示板の撤去 吹流し及び旗	
		3秒 10秒 ○-V○-V○-V○ -V○-V○	○ ○-○ ○ ○-○		
	解除信号	3秒 15秒 ○-V○-V○-V○ 6秒 ○-V○-	○ ○-○-○ ○ ○-○-○		
演習召集 信号	演習召集 信号		○ ○-○-○ ○ ○-○-○		

### 育児手帳 しつけのしおり (その一)

子供は小さいときのしつけ方次第でどうにでもなります。良いしつけをして強く、正しい子供を育てましょう

▼愛情の正しい現わし方を考えましょう  
親と子の間では、黙っていても愛情が伝わっているというような考え方はいけません。親がうっかりして、子供に愛情が伝わらないこともありま

▼親がまずやって見せましょう  
子供に要求するだけでなく、親が善悪やものの美しさを認めるようなくらし方をすることから、子供は学ぶものです。親がまず手本を示しましょう

▼父母はしつけ方を一致させま  
「としよりの福祉週間」  
九月十五日～九月二十一日  
九月十五日は「としよりの日」です。

町では、この日を祝し、より一そう、としよりを大切にすることを強調するため、十五日から一週間を「としよりの福祉週間」として各地区で、敬老会や慰安会など、いろいろな行事を行なうほか、みなさんに、次のことがらを呼びか

しよう

父母のしつけ方がちがっている子供はどちらのいうことを聞いたら良いかわからなくなつて、不安定になってしまいます。父母は、子供のしつけ方についてもっと話し合ひましょう

▼独立心を育て責任をもたせま  
しよう  
世話をやきすぎたり、かばいすぎると依存心が強くて、性格の弱い子ができます  
年令に応じて、自発的ないい分を認め、責任をもたせるようにしましょう。

▼がまんすることを教えま  
しよう  
甘やかしすぎて、しんぼう強さのない子供になると、子供の集団や社会に出て適応できません。子供が自分なりに自分の行いを反省するようにしつけましょう

▼老人と若い人が、家庭や職場、または地区ごとに話しあつて、お互の立場を理解し、尊重しあつて協力する  
▼老人に慰問と、激励のたよりを  
おくる

▼老人をいたわる。  
▼健康を保ち、時代感覚を身につけて、話せる老人になるように努める。

▼地域ぐるみで行なう老人福祉活動の推進に協力する  
▼老後の所得保障や、医療保障を高める運動の推進

### 中小企業退職金制度に加入しましょう

これは中小企業の事業主体が従業員の退職に備えて毎月僅かの掛金で確実、有利な退職金の支給を行ない従業員が希望をもって仕事に励むことができるようにと、設けられたのがこの制度です。加入方法等について説明しますと

- 一、加入できる範囲は  
常用の従業員数が二〇〇人（前業サービスマは五〇人）以下の事業主に限ります
- 二、加入する場合は  
試用期間中の者などを除いて、すべての従業員に加入させるようにして下さい
- 三、お申し込みは  
申込金を添えて近くの金融機関の窓口へお申し込み下さい、申し込み紙は金融機関に備えてあります
- 三、掛金とその払込は  
一月二〇〇円以上一、〇〇〇円までで、一〇〇円きざみになっており、掛金の額は事業主が決めます。掛金は事業主の負担で、各月分を翌月の末日までに払い込んで下さい。

### 身体障害者手帳の更新のお知らせ

登録町内に居住している方で、昭和二十九年九月一日以前の日付で交付された、身体障害者手帳をお持ちの方、または紛失された方は再交付申請をした上で、手帳の更新をしなければなりません。更新は、社会係で受付けておりますので、手帳と、手帳に貼る写真一枚をお持ちください。

なお、生活保護世帯の方の写真代金は、北海道身体障害者福祉協会が負担いたしますから、その旨申して下さい。

### 従業員募集

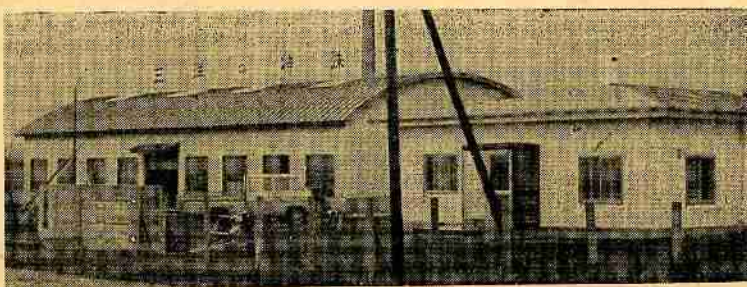
八月一日から創業を開始した三洋工業株式会社登別工場（曹達工場向い国道三十六号線沿）は、第二期拡張工事を間近に控え、明春卒業する中学生と高校生を、三十五名募集しております。

入社御希望の方は、二十日迄に役場内商工観光係へ、履歴書に写真と卒業見込証明書を添えて申込んでください。

会社の待遇は、次のとおりです。

- ①初任給  
中学男子 一、七〇〇円  
女子 一〇、八〇〇円  
高校男子 一四、四〇〇円  
女子 一三、二五〇円  
大学男子 一九、二〇〇円

- ②昇給 年二回
- ③賞与 年二回
- ④諸手当
- ⑤超勤勤務手当、交通費、その他
- ⑥慰安旅行 春夏秋冬各一回（一泊旅行）
- ⑦技術講習 入社後六ヶ月間、東京で技術講習（寮の施設あり）
- ⑧その他
- 慶弔金制度あり



(写真は一部創業開始した三洋工業登別工場)



# 火災予防条例を制定

## 危険物を取扱うときは届出を!!

火災のない明るい町をつくり、

万一の場合も、被災を最少限度に

くいとめるために、危険物などの

所在や管理を明らかにして、消火

活動がスムーズに行なわれるよう

火災予防条例が制定されました。

それで、現在つぎの事項に該当す

る場合や、今後該当されたときは

必ず、役場か最寄りの支所に届

出用紙は、役場や各支所に備え

てあります。

▼映画館、旅館、遊戯場を閉業す

る場合

▼炉、かまど、ボイラー、乾燥設

備、火花を発生する施設を設置す

る場合

▼発電設備、変電設備、蓄電池設

置する場合

▼乳幼児健康相談と三才

児健康相談のお知らせ

乳幼児健康相談と栄養相談並び

に三才健康相談を行ないます。

相談や診査の対象となるのは、去

年九月十六日以降の出生児と、昭

和三十四年四月一日から、三十五

年三月三十一日までの出生児で、

料金は無料(但し脱撮影をする

方は七〇円)です。

日時と場所は、次のとおりですが

備を設置する場合

▼ネオン管灯設備を設置する場合

▼水素ガスを充てんする気球を設

置する場合

▼煙火の打上げ(仕掛花火も含ま

れます)をする場合

▼水道を断水または減水するとき

▼催物(映画、演劇、サーカスな

ど)を開催する場合

▼消防隊の通行や、消火活動に交

渉を及ぼすおそれのある道路工

事を行なう場合

▼ストーブ、煙突を取付、または

掃除を業とする人

▼圧縮アセチレンガス、液化ガス

毒物を貯蔵または取扱う場合

▼たき火、ゴミ焼など、火災とま

ざらわしい煙を発生する場合

▼母子手帳を必ず持参下さい。

▼九月十四日 午後一時～三時迄

登別保育所

▼九月十六日 午後一時～三時迄

温泉公会堂

▼九月十七日 午後一時～三時迄

幌別生活館

▼九月十八日 午前十時～三時迄

役場会議室

▼九月二十一日 午後一時～三時

登別保育所

## 予防接種を行います

各種予防接種を、児童、生徒は

九月二日から各学校で、一般の方

は、九月十九日から先に回覧物で

お知らせした場所で行ないます。

次に該当される方は、もれなく接

種してください。

▼種痘、ジフテリア

来年四月小学校に入学する幼児

来年三月小学校六年を修了する

児童

▼インフルエンザ、その他

幼稚園、保育所、小中高校の幼

児、児童、生徒全員

▼種痘、混合

生後三ヶ月以上の乳幼児でまだ

接種を受けていないもの

▼混合

定期の接種後一年から一年半を

すぎた幼児

▼小児マヒ

生後六ヶ月を過ぎて、まだ接種

していない乳幼児と、定期の接

種を二回終了して、七ヶ月を経

ていない幼児

鉄南地区に保育所を新設

幌別生活館横手に待望の保育所

が次のように新設されることにな

りました。

規模 ブロック平家建 八十坪

定員 六〇名収容

竣工 十一月中旬

開所 明年二月の予定

## 煙突の取付に御注意

秋も日一日と深まり、ストーブ

を取付る時期が近づいてきました

ストーブを使う秋から春にかけて

は、一年中で一番火災の多い季節

です。

その原因の大半は、ストーブや煙

突の取付が危険な状態であったた

めに起りますがストーブや煙突

の取付方は、町の規則で図解のと

おり定められております。定めら

れたとおり取付して、火災のな

い明るい町をつくりましょう。

### ストーブ及び煙突の取付見取図

